

重点的に取り組む経営課題

経営課題2

【安全安心な生活衛生の確保】

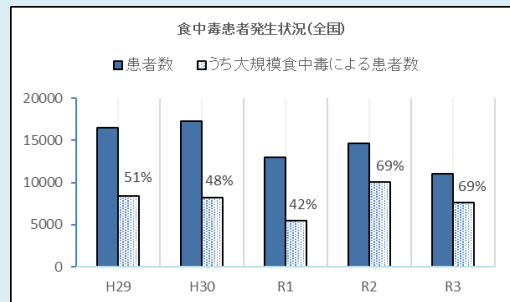
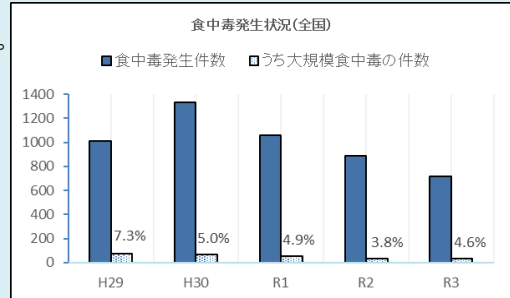
めざすべき将来像（最終的なめざす状態）＜概ね10～20年間を念頭に設定＞

- ・大規模食品製造施設を原因とする食中毒の発生をなくす。
- ・「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成して継続させることにより、人と動物が共生する社会の実現を目指す。

現状（課題設定の根拠となる現状・データ）

【食中毒対策】

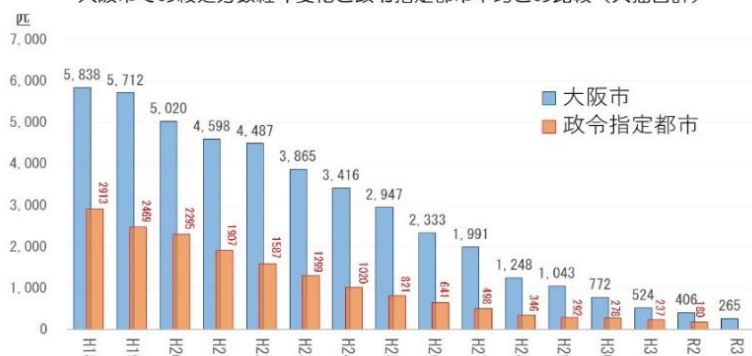
- 令和3年に全国で発生した食中毒のうち、患者数50名以上の大規模食中毒は33件で、件数としては全体の約4.6%であるが、患者数は約7600人と全体の約70%を占めている。
- 集団給食施設（社会福祉施設、学校、幼稚園、病院等）や仕出し折詰弁当調製施設等の食品製造施設のうち大規模な施設（以下「大規模食品製造施設」という。）において食中毒が発生した場合、多くの食中毒患者の発生が危惧される。
- 本市においては、平成24年度に経営課題として大規模食品製造施設に対する取組みを始めて以降、大規模食品製造施設を原因とする大規模食中毒は平成28年に発生した1件である。
- 国においては、平成30年6月13日付けで食品衛生法の一部を改正し、国際標準に即して食品等事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理（HACCPに沿った衛生管理）の導入を原則全ての食品等事業者 に義務付けた。
- HACCPに沿った衛生管理は食品の安全性を確保するうえで有効な手法であるが、単に導入を行うだけでなく、事業者自らが、衛生管理計画を策定し、実践し、記録し、定期的に検証を行って衛生管理計画を見直していくというサイクルを回すことにより、効果が十分に発揮される。
- 食品衛生法では、事業者自らが策定した衛生管理計画の検証を実施した際の記録は、義務付けられていないが、その記録は、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていること、検証結果に基づく措置が適切に行われていることの証拠となる。現状では、その記録までを残している事業者は少ない。（令和3年度末時点において51.1%）



【「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成】

- 本市では犬猫の殺処分数削減のため、引取り数の削減及び譲渡率の向上など、動物愛護管理施策を推進しており、平成元年度に9,631匹であった殺処分数は、令和3年度で265匹（平成元年度比97.2%減）となっている。
- 本市での殺処分数は減少してきているが、政令指定都市の平均と比較すれば依然として多い状況であり、さらなる殺処分数の削減を図るため、平成30年3月に「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画を策定し、2025年度（令和7年度）までに達成することを目標とした。
なお、平成30年度から3年間は殺処分数を前年度比25%削減することとしている。
- 令和3年度の犬猫の引取り数544匹のうち、猫の引取り数が91.5%にあたる498匹となっている。また、猫の引取り数の多くは所有者不明猫であり、67.9%にあたる338匹となっている。

大阪市での殺処分数経年変化と政令指定都市平均との比較（犬猫合計）



令和3年度	犬	猫（内は所有者不明）	計
引取り数	46匹	498匹（338匹）	544匹
殺処分数	5匹	260匹（169匹）	265匹

要因分析（めざすべき将来像と現状に差が生じる要因の分析結果）

【食中毒対策】

- ・大規模食品製造施設においては、食中毒等事故発生時の社会的影響が大きい。HACCPに沿った衛生管理の不徹底が大規模食中毒を起こす要因になると考える。
- ・大規模食品製造施設がHACCPに沿った衛生管理を効果的に運用するためには、自ら策定した衛生管理計画の検証と見直しを、定期的実施する必要がある。

【「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成】

- ・猫の引取りのうち、多くが所有者のいない産まれたばかりの哺乳期猫である。哺乳期猫は免疫力が不十分で健康管理が難しく、個人譲渡ができないことから殺処分が多い大きな要因となっている。
- ・所有者から引き取った猫であっても、多頭飼育など適正な飼育管理ができていないことにより、重度の感染症であったり攻撃性が激しいなど譲渡適性がなく、多くが殺処分となっている。

課題（上記要因を解消するために必要なこと）

【食中毒対策】

- ・食品等事業者によるHACCPに沿った衛生管理の実施の徹底が必要である。

【「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成】

- ・哺乳期猫の殺処分数削減のため、所有者不明猫の不妊去勢手術をし、適正管理をする所有者不明猫適正管理推進事業（街ねこ事業）を一層推進することで、引取り数を削減するとともに、哺乳期猫の譲渡を推進する必要がある。
- ・猫の所有者からの引取り数を削減するには、繁殖制限措置や終生飼養などについて、より効果的な適正飼養啓発の実施が必要である。

戦略の進捗状況を踏まえた経営課題全体としての評価結果の総括

【食中毒対策】

- ・HACCPに沿った衛生管理は食中毒を防止するうえで効果的な衛生管理の手法であるが、単に導入するだけでなく、事業者自らが策定した衛生管理計画を実践し、記録し、定期的に検証を行って衛生管理計画を見直していくというサイクルを回すことで、より効果が発揮されることとなる。特に大規模食中毒の発生を防止していくためには、大規模食品製造施設において、事業者自らが、HACCPに沿った衛生管理の効果を定期的に検証するといった適切な運用を行っていくことが重要な要素であり、これらの施設に対する運用状況の確認と指導を継続していくことは、HACCPに沿った衛生管理を継続的に改善することとなり、将来的にこれらの食中毒をなくすことに繋がる。
- ・令和3年度から当該経営課題に取り組み、継続的に指導してきた結果、各年度順調に目標を達成できており、令和5年度では対象となる施設の76.5%において、衛生管理計画の検証と見直しを定期的実施し、その記録を残すことができていたことが確認できた。
- ・令和7年度目標（100%）に向けて、未だ十分に検証と見直しが行われていない、もしくは記録の保存ができていない事業者に対し、問題点を洗い出し、個別に寄り添った指導を行っていく。

【「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成】

- ・犬猫の殺処分数削減については、平成29年度の1,043匹から前年度比25%削減を継続した場合の数である令和4年度247匹より16.6%減の206匹となり、前年度比25%削減を継続できなかった。平成30年度から取り組んでいる「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向けた取り組みは昨年度まで順調に推移していたが、初めて目標数に達することができなかった。
- ・猫の引取りのうち、飼い猫（所有者判明猫）の引取り数が増加（本年度116匹/前年度94匹）しており、飼い猫の引取りのうち、多頭飼育崩壊に由来するものが多くを占めたため、適正飼養啓発の取り組みに加え、一定の要件を満たす飼い主に対しては、飼い猫の不妊・去勢手術助成事業を活用することにより、多頭飼育崩壊を未然に防止していく。
- ・また、所有者不明猫の引取り数も微増（本年度244匹/前年度240匹）しており、所有者不明猫適正管理推進事業（街ねこ事業）及び哺乳期猫譲渡事業の取り組みをさらに推進する必要がある。

めざす成果及び戦略 2-1 【食の安全性の確保】

めざす状態＜概ね3～5年間で念頭に設定＞				
・全ての大規模食品製造施設が、HACCPに沿った衛生管理を行うために自ら策定した衛生管理計画の検証と見直しを定期的実施し、その記録を残している。				
アウトカム（成果）指標（めざす状態を数値化した指標） ・HACCPに沿った衛生管理を行うために自ら策定した衛生管理計画の検証と見直しを定期的実施し、その記録を残している大規模食品製造施設の割合：令和7年度末までに100%にする。 （3年度：50% 4年度：60% 5年度：75% 6年度：90% 7年度：100%）	アウトカム指標の達成状況		前年度	個別
	A：達成 B：未達成		A	A
	前年度実績		当年度実績	
	衛生管理計画の検証と見直しを定期的実施し、その記録を残している大規模食品製造施設の割合：62.4%		衛生管理計画の検証と見直しを定期的実施し、その記録を残している大規模食品製造施設の割合：76.5%（令和3年度：50% 令和4年度：60% 令和5年度：75% 令和6年度：90% 令和7年度：100%）	
	課題		—	
戦略（中期的な取組の方向性） ・大規模食品製造施設に立ち入り、HACCPに沿った衛生管理を行うために自ら策定した衛生管理計画の検証と見直しを定期的実施し、その記録を残すように指導する。	今後の対応方向		—	

具体的取組2-1-1 【大規模食品製造施設の衛生管理の向上】

3決算額		—	円	4予算額	—	円	5予算額	—	円
当年度の取組内容					当年度の取組実績				
大規模食品製造施設に重点的に立ち入り、HACCPに沿った衛生管理の運用状況を確認するとともに、衛生管理計画の検証と見直しを定期的実施し、その記録を残すように指導を行う。 対象：約1,100施設					大規模食品製造施設1,045施設へ立入調査を実施。その結果、812施設で「衛生管理計画の検証と見直しを定期的実施し、その記録を残すこと」ができていたことを確認した。検証が不十分もしくは記録を残していなかった施設に対しては改善指導を行った。 なお、食品等事業者と連絡、調整がつかず、立入調査できなかった施設が17施設あった。（全調査施設：1,062施設）				
プロセス（過程）指標（取組によりめざす指標）					プロセス指標の達成状況				
・HACCPに沿った衛生管理を行うために自ら策定した衛生管理計画の検証と見直しを定期的実施し、その記録を残している大規模食品製造施設の割合：75%以上とする。					A：達成 B：未達成				A
【撤退・再構築基準】 上記目標の達成率が50%未満であれば、取組内容を再構築する。					プロセス指標の当年度実績				
前年度までの実績					衛生管理計画の検証と見直しを定期的実施し、その記録を残している施設の割合：76.5%（実行施設812施設／調査施設1,062施設）				

めざす成果及び戦略 2-2 【「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成】

めざす状態＜概ね3～5年間で念頭に設定＞				
犬猫の殺処分数について、前年度比25%削減が継続している。				
アウトカム（成果）指標（めざす状態を数値化した指標）	アウトカム指標の達成状況	前年度	個別	全体
令和5年度の犬猫の殺処分数が ¹ 186匹以下 （平成29年度1,043匹から前年度比25%削減を継続）	A:達成 B:未達成	A	B	B
	前年度実績	当年度実績		
	令和4年度の犬猫の殺処分数:185匹	令和5年度の犬猫の殺処分数:206匹		
戦略（中期的な取組の方向性）	前年度比25%削減を継続した場合の数である令和3年度の330匹より43.9%削減し、前年度比25%削減を継続できた。	前年度比25%削減を継続した場合の数である令和4年度の247匹から16.6%の削減に留まり、前年度比25%削減を継続できなかった。		
・猫の引取り数を削減するための取り組みを実施する。 ・哺乳期猫の譲渡を推進する。	課題			
	令和5年度の殺処分のうち、多頭飼育崩壊により引取った犬猫の割合が増加したため、多頭飼育崩壊を未然に防止する必要がある（令和5年度5件、最大で67匹の引取りの内、57匹殺処分の猫の事例あり）。			
	今後の対応方向			
	適正飼養啓発の取り組みに加え、一定の要件を満たす飼い主に対しては、新たに開始した飼い猫の不妊・去勢手術助成事業を活用することにより、多頭飼育崩壊を未然に防止していく。			

具体的取組2-2-1 【猫の引取り数削減】

		3決算額		6百万円		4予算額		6百万円		5予算額		6百万円	
当年度の取組内容						当年度の取組実績							
所有者不明猫適正管理推進事業（街ねご事業）について周知し、事業に対する理解を得ることに努め、事業を活用した所有者不明猫の適正管理を促進する。 ・新規の事業実施地域数:30か所以上 HPや広報紙に加え、SNSを活用して積極的に適正飼養啓発を実施する。 ・SNS投稿:年100回以上						・新規の事業実施地域数:33か所 ・SNS投稿:466回（インスタ150、X166、facebook150）							
プロセス（過程）指標（取組によりめざす指標）						プロセス指標の達成状況							
猫の引取り数:前年度比20%削減 （平成29年度から令和3年度の平均削減率である前年度比20%削減を継続）						A:達成 B:未達成						B	
【撤退・再構築基準】 猫の引取り数が898匹以上であった場合、取組内容を再構築する。（平成29年度1,269匹から、平成27年度から令和3年度の最低削減率である前年度比5.6%削減を継続）						プロセス指標の当年度実績 猫の引取り数:前年度比7.8%増加 （平成29年度から令和3年度の平均削減率である前年度比20%削減を継続できず） 猫の引取り数:R4年度334匹、R5年度360匹 削減率前年度比:R4年度32.9%、R5年度－7.8%							
前年度までの実績													
・猫の引取り数													
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度						
引取り数	2,221	1,515	1,269	970	833	714	498						
削減率	5.6%	31.8%	16.2%	23.6%	14.1%	14.3%	30.3%						
H29からR3までの平均削減率						19.7%							

具体的取組2-2-2

【哺乳期猫の譲渡推進】

3決算額						－	円	4予算額	－	円	5予算額	－	円
当年度の取組内容						当年度の取組実績							
平成30年度から開始した哺乳期猫譲渡事業等により、哺乳期猫の譲渡を推進する。 ・譲渡基準：生後3週齢未満に拡大 （参考）哺乳期猫引取り数 令和3年度192匹、令和2年度420匹、 令和元年度464匹、平成30年度580匹 哺乳期猫譲渡事業：本市が引取った猫のうち、産まれたばかりで不安定な哺乳期猫について、獣医師が十分にケアすることができる団体に対し譲渡する事業。						哺乳期猫引取り数：143匹 譲渡数：91匹 （参考）令和4年度：119匹 譲渡数：69匹							
プロセス（過程）指標（取組によりめざす指標）						プロセス指標の達成状況							
・哺乳期猫の譲渡率：50%以上						A：達成 B：未達成						A	
【撤退・再構築基準】 哺乳期猫の譲渡率が、平成29年度から令和3年度の平均譲渡率を下回る25%以下であった場合には、取組内容を再構築する。						プロセス指標の当年度実績							
						・哺乳期猫の譲渡率：63.6%（令和5年度譲渡数91匹/引取り数143匹） （参考）令和4年度 哺乳期猫の譲渡率：60.0%（令和4年度譲渡数69匹/引取り数119匹）							
前年度までの実績													
哺乳期猫の引取り数及び譲渡実績													
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度								
引取り数	697	580	464	420	192								
譲渡数	74	96	157	170	108								
譲渡率	10.6%	16.6%	33.8%	40.5%	56.3%								
H29からR3までの平均譲渡率						25.7%							